

○酒田市コンベンション等開催支援補助金交付要綱

(令和元年6月1日告示第90号)

改正 令和元年7月1日告示第168号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市への交流人口の拡大を図ることを目的とする酒田市コンベンション等開催支援補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、酒田市補助金等交付規則(平成17年規則第53号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

(1) コンベンション 酒田市、鶴岡市、庄内町、三川町、遊佐町及び戸沢村の区域で開催される、東北規模以上の学術、文化等の会議及び大会(音楽祭、芸術祭等のイベントやコンサート、演劇等の興行、スポーツ大会その他これらに類するものを除く。)で、市内の宿泊施設への宿泊を伴うものであるもの。ただし、東北規模の会議及び大会については、東北各県で輪番制により開催されるものを除く。

(2) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校、高等学校

(3) 団体 大学等の学生又は生徒及び監督、コーチ等の指導者を含む複数の者で構成する部、クラブ、サークル、ゼミナール等

(4) 宿泊施設 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定する旅館・ホテル営業及び簡易宿泊所営業の宿泊料金の支払いを要する施設(大学等が自ら所有する宿泊施設を除く。)

(5) 合宿 市外の大学等の団体が市内の宿泊施設に宿泊して文化活動やスポーツ活動等の練習を行うもの

(6) 延べ宿泊者数 合宿の参加者の人数に当該宿泊日数を乗じた数

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) コンベンション開催事業 庄内観光コンベンション協会

(2) 文化・スポーツ合宿事業 本市において合宿を実施する団体

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付対象となる事業及び要件は、別表第1のとおりとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、別表第2に定める額とし、当該年度の前年度の予算の範囲内とする。

2 第3条第2号に定める事業の補助の回数は、1交付対象者につき、同一年度内に1回限りとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、コンベンション等開催支援補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 宿泊参加者の宿泊の予定が確認できる書類
- (4) コンベンション開催事業にあつては、開催するコンベンション及び主催団体の概要が確認できる書類
- (5) 文化・スポーツ合宿事業にあつては、合宿参加者名簿
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、コンベンション等開催支援補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、申請者にその旨を通知するものとする。

(事業計画の変更)

第8条 事業に要する経費の20パーセント以内の額の減は、規則第8条の規定にかかわらず、規則第21条の規定により軽微な変更とし、補助事業等変更申請書の提出を要しないものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、コンベンション等開催支援補助金実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 宿泊費及びその他補助対象経費の支払いが完了したことが確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

(帳簿等の保存)

第10条 規則第20条に規定する帳簿及び書類の保存期間は、事業完了翌年度の4月1日から起算して5年とする。

(協力事項)

第11条 文化・スポーツ合宿事業の交付対象者は次に掲げる事項について協力するものとする。

- (1) 本市での合宿の魅力について、インターネット等を通じて情報発信すること。
- (2) 補助金に関するアンケート及びヒアリングへ対応すること。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年6月1日から施行する。

附 則(令和元年7月1日告示第168号)

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

別表第1(第4条関係)

補助対象事業	対象要件
コンベンション開催事業	次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。 (1) 国、県、その他地方公共団体以外のものが主催し、市内の宿泊施設に、東北規模又は全国規模の場合は200人以上、国際規模(国外から参加者を募り、日本を含む3か国以上から参加があるものをいう。)の場合は50人以上の参加者が宿泊するものであること。 (2) 公序良俗に反しないもの及び社会に悪影響を及ぼすおそれのないものであること。 (3) 政治的活動、宗教的活動又は営利を目的とするものでないこと。 (4) 本補助事業以外に本市から助成金その他の金銭の交付を受けていないこと。
文化・スポーツ合宿事業	次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。 (1) 市外の団体が市内の宿泊施設に連続して3泊以上宿泊し、かつ、延べ宿泊者数が50人泊以上であること。 (2) 合宿期間中に1回以上、市内の団体又は地域住民と交流を図るものであること。 (3) 市内の文化施設又はスポーツ施設等を利用すること。 (4) 国、県、その他の地方公共団体が主催する大会、イベント、会議等への参加を目的とするものでないこと。 (5) 公序良俗に反しないもの及び社会に悪影響を及ぼすおそれのないものであること。 (6) 政治的活動、宗教的活動又は営利を目的とするものでないこと。

別表第2(第5条関係)

対象事業	補助金額
コンベンション開催事業	次の各号により算出した額の合計額とし、上限を100万円とする。 (1) 日本国内に居住する参加者で市内の宿泊施設に宿泊するもの一人につき500円に当該参加者の数を乗じて得た額 (2) 日本国外に居住する参加者で市内の宿泊施設に宿泊するもの一人につき2,500円に当該参加者の数を乗じて得た額 (3) コンベンションの会場として市の公共施設を使用する場合、当該施設の使用料(冷暖房料、備品及び設備使用料を含む。以下この項において同じ。)の2分の1の額(1,000円未満の端数があるときは、

	これを切り捨てた額)。ただし、使用料の額が1日につき20万円以上の場合に限る。
文化・スポーツ合宿事業	延べ宿泊者数に1,000円を乗じて得た額とし、上限を20万円とする。

様式第1号(第6条関係)

補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第7条関係)

補助金交付(不交付)決定通知書

[別紙参照]

様式第3号(第9条関係)

補助金実績報告書

[別紙参照]